

## 後援名義等使用承認申請書について

### 必要書類

- (1) 事業等の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 参加費等を徴する場合は、収支予算書
- (3) 初めて申請する場合は、主催団体規約及び会員名簿等

### 承認の条件

- (1) 後援名義等の使用承認を受けようとする者は、後援名義等使用承認申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、事業等を実施する2週間前までに、教育長に提出しなければならない。
- (2) 後援名義等の使用は、申請された事業等のみとし、期間は承認した日から当該事業等が終了する時までとすること。
- (3) 事業等の開催に当たっては、公衆衛生、安全対策、交通対策、廃棄物対策等について十分な措置を講じ、必要に応じて官公署への届出等の手続をとること。
- (4) 事業計画に変更があった場合は、直ちに教育長に報告すること。
- (5) 事業等が終了した場合は、速やかにその結果について教育長に後援名義等使用終了報告書を提出すること。